

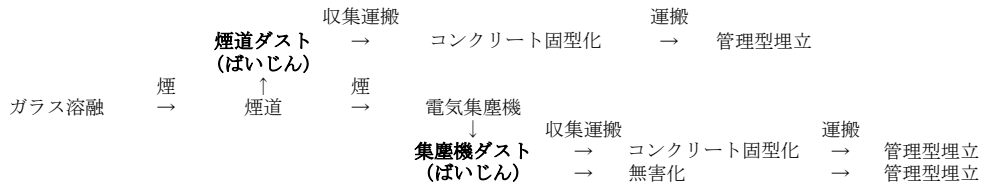
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

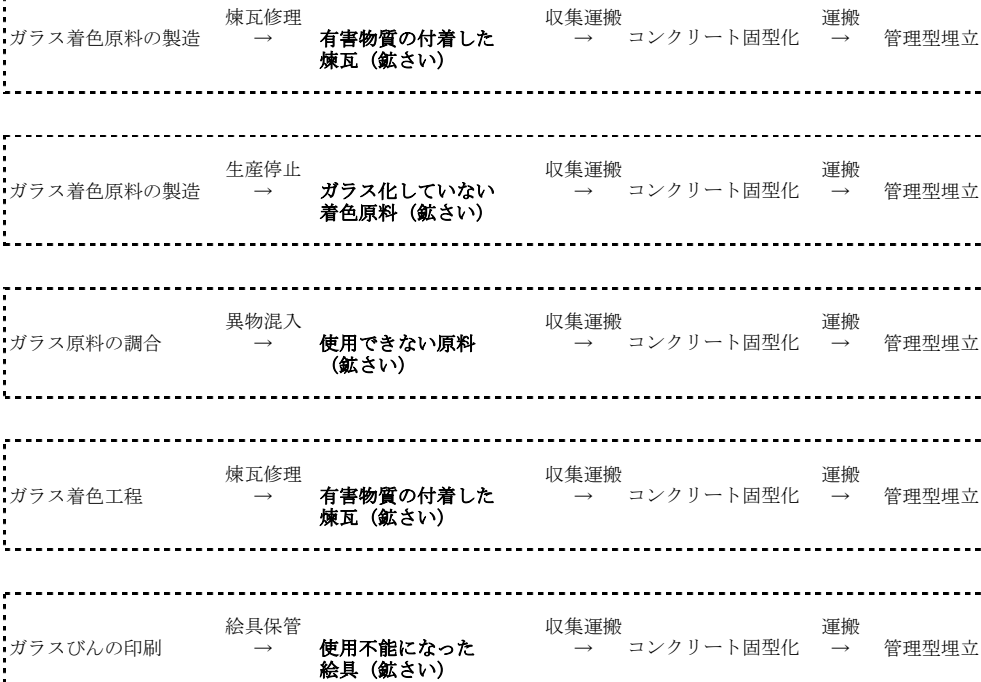
特別管理産業廃棄物処理計画書		令和5年6月21日
滋賀県知事 殿		
提出者 住 所 滋賀県湖南市小砂町三番地 氏 名 東洋ガラス株式会社滋賀工場 執行役員工場長 山本 三郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0748-75-2162		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	東洋ガラス株式会社滋賀工場	
事業場の所在地	滋賀県湖南市小砂町3番地	
計画期間	令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	21. 窯業・土石製品製造業(1. ガラス容器製造業)	
②事業の規模	217億円	
③従業員数	431名	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり	

④産業廃棄物の一連の処理の工程

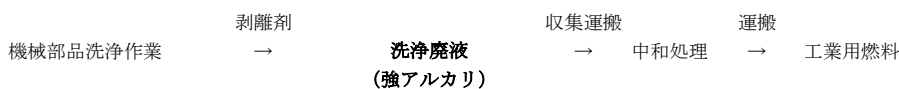
ばいじん



鉋さい



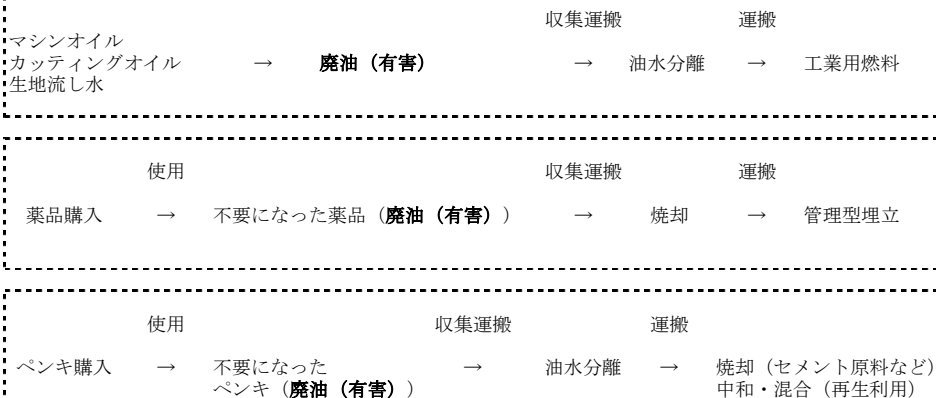
廃アルカリ



汚泥



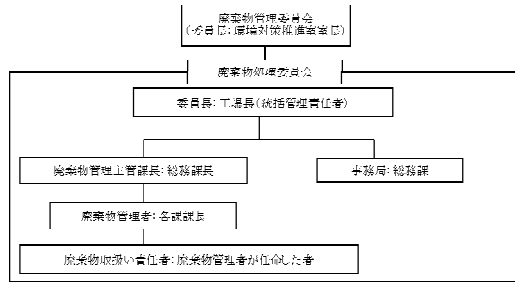
廃油



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ばいじん・鉦さいなど各工程毎に発生するものが混入しないようにホッパなどに分ける。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特管物が正しく分別されるように廃棄物保管場所を整理し、定期的にパトロールを行なう。

(第2面の別紙)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和４年度）実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	汚泥	鉱さい	廃アルカリ			
	排出量	2.21t	24.8t	30.94t	2.97t			
	（これまでに実施した取組） 工程毎に発生したものを混入しないようそれぞれ保管する。							
②計画	【目標】 令和５年度							
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	鉱さい	汚泥	廃アルカリ	廃油		
	排出量	3.2t	51.24t	27.2t	0.6t	2.62t		
	（今後実施する予定の取組） 引き続き工程毎に発生したものを分別し、有害なものが混ざらないように保管する。							

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第4面の別紙)

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和４年度）実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	汚泥	鉍さい	廃アルカリ			
	全処理委託量	2.21t	24.8t	30.94t	2.97t			
	優良認定処理業者への 処理委託量	1.13 t	24.8t	t	0 t			
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	2.97t			
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t			
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t			
	（これまでに実施した取組）							
廃棄物の適正処理を第一に考え、特に特管物に関しては優良産廃処理認定を受けている処理業者へ徐々に切り替えを進めている。								

(第5面)

②計画	【目標】 令和5年度（別紙のとおり）		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度】（令和4年度）実績		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	122.35 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・廃棄物処理を業者へ新規委託する際は、「優良認定処理業者」を選定基準の最優先基準とし処分方法については再生利用を優先する。 ・既存の廃棄物処理委託業者については定期的に処分場視察を行い廃棄物が適切に処理されているか確認する。		
※事務処理欄			

(第5面の別紙)

②計画	【目標】 令和5年度					
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	鉍さい	汚泥	廃アルカリ	廃油
	全処理委託量	3.2t	51.24t	27.2t	0.6t	2.62t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1.2t	t	27.2t	t	2.62t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	0.6t	2.62t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
	優良産廃処理業者への切替を引き続き切替を進めていく。					
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。